

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.010

処 分 名	身体障害者施設入所等措置の依頼・委託の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、施設入所等の措置を行うときは、身体障害者施設入所等措置依頼・委託決定通知書（様式第9号）により当該障害者支援施設等又は指定医療機関の長（以下「施設長」という。）に通知しなければならない。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第8条第1項～第3項
審 査 基 準	やむを得ない事情の際に施設支援の提供を委託し、支援措置を決定する。 ここでいう「やむを得ない事情」とは緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■ 身体障害者福祉法施行細則

（施設入所等の措置決定）

第8条 福祉事務所長は、施設入所等の措置を行うときは、身体障害者施設入所等措置依頼・委託決定通知書（様式第9号）により当該障害者支援施設等又は指定医療機関の長（以下「施設長」という。）に通知しなければならない。

2 福祉事務所長は、施設長から受託した旨の通知を受けたときは、身体障害者施設入所等措置決定通知書（様式第10号）により当該身体障害者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、施設入所等の措置が適当でないと認めるときは、身体障害者施設入所等措置申請却下通知書（様式第11号）により、当該身体障害者に通知しなければならない。